

ジェネリック医薬品への切り替え



国民健康保険に加入している対象者に、現在使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えられた際に軽減できる自己負担額の案内を7月・11月・翌年3月に郵送しています。利用希望の方は、かかりつけの医師などにご相談ください。

▼保険年金課 ☎23-2149

後期高齢者医療コールセンター (0570)01-1558

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンターを開設します。

期間：7月12日(月)～8月31日(火) 時

間：午前8時45分～午後5時15分

▼保険年金課 ☎23-3514

寄付

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼5月26日、田原パシフィックロータリークラブ様から、児童発達支援センターの充実のため、療育活動教材一式

▼5月26日、㈱パイオニアグリーン様から、児童発達支援センターの充実のため、大型パラソル3基

こし見て!たはら

たはらスナップ

みんなのひろば

おしらせ



おでかけ情報

連載コーナー

暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう!

● 保険年金

内容	対象	問い合わせ
後期高齢者医療制度の保険証の更新 7月中旬から下旬にかけて新しい保険証を簡易書留郵便でお送りしますので、8月1日からは届いた保険証を使用してください。 現在の保険証の有効期限:7月31日 ※保険証の色がオレンジ色から緑色に変わります	有効期限が7月31日の後期高齢者医療保険証をお持ちの方	保険年金課 ☎23-3514
令和3年度後期高齢者医療保険料の決定 7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「納入通知書」を送付します。支払方法・納期をご確認の上、保険料をお支払いください。 ※令和3年度から所得要件および軽減割合が見直されています。詳細は7月中旬に送付する保険証に同封の案内をご確認ください	後期高齢者医療保険に加入している方	
国民年金保険料免除  経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請で保険料の納付が免除・猶予になる制度があります。 申請期間:【免除・納付猶予】毎年7月～翌年6月【学生納付特例】毎年4月～翌年3月	国民年金保険料の免除・猶予を希望する方	保険年金課 ☎23-2149
限度額適用認定証の更新  8月以降も継続して認定証が必要な方は、8月1日以降(土日祝日を除く)に申請してください。 現在の認定証の有効期限:7月31日 申請場所:市保険年金課、赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課	現在国民健康保険限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額認定証をお持ちの方	

菅生法律事務所 SUGO LAW OFFICE

〒440-0851 豊橋市前田南町1丁目15-25
0532-87-4681
愛知県弁護士会所属 弁護士 菅生剛弘



すごう法律事務所

検索

自費出版のことなら

シンプルがフルサポートします!
まずはご相談ください【見積無料】
書店・Amazonなどで流通可能です



株式会社シンプル
Sinpri!

☎0533-75-6301
豊川市当古町西新井23番地の3

